

1 目的

本業務は、令和 8 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「高知市こども計画（仮称）」を策定することを目的とする。

なお、本市においては、「第 3 期高知市子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」を相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を「高知市こども計画（仮称）」と位置付けることとしている。

2 業務概要

(1) 業務名

高知市こども計画（仮称）策定支援委託業務

(2) 委託業務内容

「高知市こども計画（仮称）策定支援委託業務に関する仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から 1 年間

(4) 委託上限額

令和 7 年度：7,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度：5,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

計 13,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 本市の物件等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- (3) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者は、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 別紙の仕様書に定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

4 選定スケジュール

令和7年6月23日（月）	募集要領等の公告
令和7年6月27日（金）	質問の提出期限
令和7年7月1日（火）	質問に対する回答
令和7年7月4日（金）	参加意向申出書提出期限
令和7年7月10日（木）	参加資格確認結果通知書発送
令和7年7月25日（金）	企画提案書の提出期限
令和7年7月29日（火）	事業者面接（プレゼンテーション） ※面接時間等については後日連絡
	評価・審査
令和7年7月31日（木）	業者決定・通知 ※審査結果は提案者全員に通知
令和7年8月中旬	契約締結

5 質問の提出及び回答

募集要領の内容等に関する質問は、下記の方法で受け付ける。なお、口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問方法

質問書（様式第3号）に記入の上、電子メール・持参・FAXによる受付とする。

※電子メール又はFAXによる提出の場合、必ず電話にて受信確認を行うこと。

(2) 質問の提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時

(3) 質問に対する回答及び方法

令和7年7月1日（火）

質問者に対してFAX送信するとともに、質問内容及び回答内容の全てを高知市ホームページに掲載する。

6 参加意向申出書等の提出及び資格審査

(1) 提出書類

プロポーザルに参加意思のある者は、下記の書類を提出すること。

① 参加意向申出書（様式第1号）

② 業務実績調書（様式第2号）

※こども計画とその他の行政計画の策定に関する実績を分けて記載すること。また、こども計画の策定に係る契約書の写しを提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達証明に限る。）

(3) 提出期限

令和7年7月4日（金）午後5時必着

※郵送の場合は提出した旨を電話連絡すること。

(4) 資格審査

参加意向申出書の提出があった者について、参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格確認結果通知を送付する。なお、欠格となった者は通知を受けた日の翌日から起算して7日以内

に、その理由について説明を求めることができる。

7 企画提案書等の提出

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 会社概要

本業務を担当する支店・営業所等の概要を記載すること。

② 企画提案書

③ 見積書及び提案価格内訳書

・令和7年度、令和8年度の各年度の見積額が分かるように記載すること。

・業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

・見積額の総額が委託上限額の総額を上回る場合は、その時点で失格となるため留意すること。

・令和7年度、令和8年度の各年度の見積額が各年度の委託上限額を上回る場合は、やむを得ない事由がある場合を除き、失格となるため留意すること。

④ 情報非公開希望申立書（様式4号） ※非公開希望がない場合も必ず提出すること

(2) 提案内容及び留意事項

① 企画提案書については、下記の項目を含め、仕様書の内容を踏まえた業務実施方針を記載すること。

業務についての提案

・アンケート調査結果からの分析手法等に係る提案

※アンケート調査は本市が実施するため、調査結果のデータ（エクセルファイル予定）を提供する予定。

・こども・若者・子育て当事者などの意見聴取手法や計画に反映させる手法についての提案

・その他本市に必要とされる作業の提案

② 業務執行体制

③ 業務フロー、スケジュール

(3) 提出部数

原本1部、コピー8部の計9部

※ 原則A4版で統一すること（縦書き・横書き、カラー・モノクロは問わないが、明瞭なものであること）。

ただし、資料の作成上A3版とした方が確認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達証明に限る。）

(5) 提出期限

令和7年7月25日（金）午後5時必着

8 審査及び選定基準

(1) 審査主体

プロポーザル方式により提案の選考を厳正かつ公平に行うため、高知市こども計画（仮称）策定委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審査を行う（審査委員数6名）。

(2) 審査項目

- ① 提案内容
- ② 実施体制・計画
- ③ 業務実績
- ④ 事業費

※審査項目の内訳、審査の視点及び配点は、別紙「高知市こども計画（仮称）策定支援委託業務に係る公募型プロポーザル審査要領」を参照すること。

(3) 審査方法

提出した企画提案書類の内容に沿って説明を行い、プレゼンテーションは20分以内、質疑は15分程度とする。

(4) 候補者の決定

候補者は、審査委員会の合計得点が最も高い提案者とする。ただし、最低基準点（審査委員全員の総得点が満点（1,200点（※1））の60％）以上の者だけを候補者の選定対象とし、本プロポーザルの企画提案者が1者のみであっても、最低基準点以上でなければ選定しない。

※1：審査委員6名のうち欠席者が出た場合には、200点に出席の審査委員の人数に乗じて得た点数を満点とする。

なお、最高点数の者が同点で2者以上ある場合は、選定基準の審査項目のうち、「提案内容」の得点が高い者を候補者とする。また、「提案内容」の得点も同点の場合は、「実施体制・計画」の得点が高い者を候補者とする。さらに、「実施体制・計画」の得点も同点の場合は、くじにより選定する。

(5) 審査結果の通知

審査終了後、全提案者に書面で通知する。

(6) 審査結果の公表

審査結果の通知時に、候補者の名称、所在地、総得点、その他の参加者（「B社」「C社」等と記載）の総得点を市のホームページで公表する。

(7) その他

候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。ただし、審査委員会が適切な者でないと判断した場合はこの限りではない。

9 失格事項

(1) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。

- ① 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- ③ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
- ④ 審査委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。

- ⑤ その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる理由があると認める場合
- (2) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、参加資格要件を満たさなくなったときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。

10 その他留意事項

- (1) 令和7年6月議会において、予算が提案どおり議決されなかった場合は本件手続について停止等を行うことがある。
- (2) 公募手続において使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合は失格とする。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合は失格とする。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は失格とする。
- (6) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (7) 企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用等）は全て参加者の負担とする。
- (8) 提出書類等が期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合においても受理しない。
- (9) プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできない。
- (10) 提出書類等は返却しない。
- (11) 提出書類等は必要に応じて複写する（庁内及び審査委員会での使用に限る）。
- (12) 提出書類等は、高知市行政情報公開条例に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することになる。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第9条第1項第3号の規定により客観的に判断した結果、非公開とできる場合がある。提出書類等において、当該規定により非公開とすることを希望する場合は、情報非公開希望申立書（様式第4号）により、非公開を希望する部分と公開により利益が害される具体的な理由を明示すること。ただし、本市での検討の結果、公開となる場合もある。

- (13) 提出期限以降における提案書類等の差し替え及び再提出は原則認めない。
- (14) 提出書類等の記載事項が虚偽であったことが判明した場合は、その時点で失格とする。
- (15) 委託契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (16) 審査結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。
- (17) 別途協議・調整が整った後に、契約の相手方となる業者は、詳細な経費を積算した見積書を再度提出することとなる。
- (18) 契約締結後に契約相手方、契約締結日、契約金額を市のホームページで公表する。

11 所管課（各種書類等提出先・問い合わせ先）

〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号

高知市こども未来部こども政策課 担当：居本

電話：(088) 803－5067 ／ F A X：(088) 803－5078

E-mail: kc-280600@city.kochi.lg.jp